

新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭規制地域の指定の一部改正について

新潟市生活環境の保全等に関する条例第 6 5 条第 2 項により，新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭規制地域の指定（令和 6 年新潟市告示第 268 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

新潟市長 中原 八一

- 1 規制する地域は別図のとおりとする。

なお，別図は新潟市環境部環境対策課において縦覧に供する。